

島原地域広域市町村圏組合調査会規則

昭和46年9月20日規則第3号

改正 平成18年6月27日規則第13号 令和5年4月19日規則第12号

(趣旨)

第1条 この規則は、島原地域広域市町村圏組合調査会設置条例（昭和46年島原地域広域市町村圏組合条例第24号）第4条の規定に基づき、島原地域広域市町村圏組合調査会（以下「調査会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 調査会に会長1人及び副会長2人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員のうちから互選する。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を行う。
- 5 会長及び副会長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第3条 調査会は、必要に応じて会長が招集する。

(幹事会)

第4条 調査会は、島原地域広域市町村圏組合の共同処理する事務の適切かつ効率的な事業運営を図るために幹事会を置くことができる。

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか、調査会運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年6月27日規則第13号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年4月19日規則第12号）

この規則は、公布の日から施行する。